

番号：170713

国名：ベトナム

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名：「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」中間評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月下旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 00M/M、現地 0. 40M/M、合計 1. 40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
15日	12日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月17日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 9点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

※法・司法関係の各種評価の経験があればなお望ましい。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

JICA はベトナムにおいて、1996 年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（2007 年 3 月までの間、ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ 1（1996～1999 年）、同フェーズ 2（2000～2003 年）及び同フェーズ 3（2003 年～2007 年）を実施。）。これらのプロジェクトにおいて起草支援した改正民法は 2005 年 6 月に、また民事訴訟法は 2004 年 11 月に国会にて可決・成立したほか、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果が着実に生じた。ただし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007 年 4 月から 2011 年 3 月にかけて、司法省（MOJ）・最高人民裁判所（SPC）・最高人民検察院（SPP）を主なカウンターパートとした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 1」（以下、「フェーズ 1」という）を実施した。

その後、フェーズ 1 の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関に一定程度蓄積されたが、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること、及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、2011 年 4 月から 2015 年 3 月まで、「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 2」を実施した（以下、「フェーズ 2」という）。

フェーズ 2 終了時評価調査では、C/P の実務の改善に大きな成果が確認され、特に活動対象地域として選定された地方では、中央と地方の密接な連携に基づく課題の抽出や改善策の検討が行われるようになった一方、他の行政機関（特に地方行政機関）においては、依然として法規範文書の統一的な理解及び運用に問題が見られ、法務・司法関係機関が関与する立案及び運用に改善の余地があることが確認されたことから、今般、フェーズ 2 の後継案件として「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（以下、「本プロジェクトという）」の実施を計画し、これまでの協力の成果を基盤として、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指すこととなった。

2015 年 4 月に開始された本プロジェクトでは、2013 年に成立した改正憲法に基づく様々な改革や、ベトナムの法・司法改革の目標年である 2020 年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっている。また、これまでの 4 つの C/P 機関に加え、首相府（OOG）を新たな C/P 機関として迎え、法令間の整合性の確保に向けた活動にも新たに取り組んでいる。

今回実施する中間評価調査は、本プロジェクトの中間年である 3 年目の機を捉えて、本プロジェクトの目標達成度や成果、プロジェクトの残りの期間の課題及び今後の方向性等について、ベトナム側カウンターパート機関（C/P 機関）として想定される司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会その他関係機関と協議・合意し、その内容をミニッツ（M/M）として取り纏め、署名・交換することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備（2017 年 10 月下旬～12 月中旬）

- ① 既存の文献・報告書等（詳細計画策定調査報告書、プロジェクト業務完了報告書、合同調整委員会議事録等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析する。

- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 11月中旬をめぐり、評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成し、ベトナム語に翻訳する。
- ④ 11月下旬をめぐり、③の質問票(案)を、プロジェクト専門家を含む JICA 関係者と検討、最終化し、プロジェクト事務所経由で関係者に送付する。
- ⑤ 12月下旬をめぐり、質問票を回収し、ベトナム語で回答があったものについては、和文または英文に翻訳し、結果を取りまとめてプロジェクト専門家を含む JICA 関係者に報告する。
- ⑥ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地調査(2018年1月上旬～1月中旬)

- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 相手国 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト事務所経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同中間評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同中間評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2018年1月下旬)

- ① 中間評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 中間評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同中間レビュー報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)
- (3) 中間レビュー調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→ベトナム→日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年1月7日（日）～2018年1月18日（木）を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に約1週間先行しての、現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり（全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。））

エ) 通訳備上

あり（越⇄日）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及びプロジェクト専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

ハノイにあるプロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を機構から提供します。（担当部署：産業開発・公共政策部 法・司法チーム、電話番号：03-5226-6917）

・ PDM（最新版）

・ ベトナム社会主義共和国 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（2014年12月）

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

（<http://libopac.jica.go.jp/>）

・ ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書（2015年10月）

・ ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書（2011年2月）

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃

棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとします。）

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上